参考資料１

住民・事業者の責務規定に関する法律・条例等について

**【他県・都の「県・都民の責務」及び「事業者の責務」】**

**■東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（H30.10）**

第2条

３　都民は、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、都がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする**。**

４　事業者は、人権尊重の理念について理解を深め、その事業活動に関し、人権尊重のための取組を推進するとともに、都がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。

**■大分県人権尊重社会づくり推進条例（H21.4）**

（県民の責務）

第4条　県民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる場において、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。

２ 県民は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。

２ 事業者は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。

**■栃木県人権尊重の社会づくり条例（H15.4）**

(県民の責務)

第３条　県民は、相互に人権を尊重しなければならない。

2　県民は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意識の高揚に自ら努めるとともに、県が実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

**■福井県人権尊重の社会づくり条例（H15.4）**

（県民および事業者の責務）
第３条 　県民および事業者は、人権に対する理解を深めるとともに、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる場において、常にすべての人の人権の尊重を念頭に置いて行動し、および県が実施する人権施策に積極的に協力するものとする。

**■和歌山県人権尊重の社会づくり条例（H14.4）**
(県民の責務)

第３条　県民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚して、人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めなければならない。

**■滋賀県人権尊重の社会づくり条例（H13.4）**

（県民および事業者の責務）

第3条　県民および事業者は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めなければならない。

**■愛媛県人権尊重の社会づくり条例（H13.4）**

（県民および事業者の責務）

第3条　県民および事業者は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めなければならない**。**

【**条例制定時の附帯決議】**

〇　平成10年の「大阪府人権尊重の社会づくり条例」制定時、同条例の運用にあたっては、知事をはじめとする執行機関は、「市町村、事業者及び府民と連携するに当たっては、その自主性を損なわないようにすること」に格段の努力をすべきとの附帯決議がなされている。

**【「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」における「基本理念」及び「国民の責務」】**

**■人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（H12.12）**

（基本理念）
第３条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国民の責務）
第６条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

**【大阪府の人権に関する条例の「府民の責務」及び「事業者の責務」】**

**■大阪府男女共同参画推進条例（H14.4）**

(府民の責務)

第5条　府民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

**■大阪府障がい者差別解消条例（H28.4）**

(府民及び事業者の責務)

第5条　府民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する関心と理解を深め、自己啓発に努めるとともに、府が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

**大阪府人権尊重の社会づくり条例**

1. この条例は、人権尊重の社会づくりに関する府の責務を明らかにするとともに、府民の人権意識の高揚を図るた

めの施策及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）の推進の基本となる事項を定め、これに基づき人権施策を実施し、もってすべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。